

令和 6 年 12 月 12 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年丸亀市議会 12 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第 122 号 令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 123 号 令和 6 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 124 号 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 125 号 丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 126 号 丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第 127 号 丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 128 号 丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

議案第 129 号 丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 130 号 丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 86,085 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,584,415 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 19 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		580,833	86,085	666,918
	1 繰越金	580,833	86,085	666,918
歳入	合 計	71,498,330	86,085	71,584,415

歳 出

(単位：千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		337,105	1,705	338,810
	1 議会費	337,105	1,705	338,810
2 総務費		9,469,540	4,737	9,474,277
	1 総務管理費	8,616,683	4,737	8,621,420
3 民生費		21,784,210	125,743	21,909,953
	1 社会福祉費	8,994,610	2,593	8,997,203
4 衛生費	2 児童福祉費	10,849,798	120,250	10,970,048
	3 生活保護費	1,939,802	2,900	1,942,702
		4,547,306	△81,000	4,466,306
6 農林水産業費	3 上水道費	300,736	△81,000	219,736
		988,519	1,400	989,919
8 土木費	1 農業費	907,750	1,400	909,150
		5,171,544	7,300	5,178,844
	6 住宅費	1,020,531	7,300	1,027,831
9 消防費		1,654,924	31,500	1,686,424
	1 消防費	1,654,924	31,500	1,686,424
10 教育費		20,784,901	△5,300	20,779,601
	5 社会教育費	7,396,364	△5,300	7,391,064
歳 出	合 計	71,498,330	86,085	71,584,415

(歳入)	歳入歳出補正予算事項別明細書	(単位：千円)
款	補正前の額	補正額
計	計	計
20繰越金	580,833	86,085
		666,918
歳入合計	71,498,330	86,085
		71,584,415

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	337,105	1,705	338,810
2 総務費	9,469,540	4,737	9,474,277
3 民生費	21,784,210	125,743	21,909,953
4 衛生費	4,547,306	△81,000	4,466,306
6 農林水産業費	988,519	1,400	989,919
8 土木費	5,171,544	7,300	5,178,844
9 消防費	1,654,924	31,500	1,686,424
10 教育費	20,784,901	△5,300	20,779,601
歳 出 合 計	71,498,330	86,085	71,584,415

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
0	0	0	1,705	
0	0	0	4,737	
0	0	0	125,743	
0	0	0	△81,000	
0	0	0	1,400	
0	0	0	7,300	
0	0	0	31,500	
0	0	0	△5,300	
0	0	0	86,085	

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	580,833	86,085	666,918
1 繰越金	580,833	86,085	666,918
1 繰越金	580,833	86,085	666,918
歳 入 合 計	71,498,330	86,085	71,584,415

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額	金 額	
1 前年度繰越金	86,085	86,085	前年度繰越金
86,085			

議122-6

節		金 額	説 明
区 分			
2 給料	400	一般職給	400
3 職員手当等	1,105	議員加給手当 一般職加給手当 勤勉手当	705 200 200
4 共済費	200	一般職共済組合負担金	200
			議会管理費 1,705

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	9,469,540	4,737	9,474,277		
1 総務管理費	8,616,683	4,737	8,621,420	0	4,737
7 財産管理費	513,353	1,277	514,630	0	1,277
21 窓口対策費	20,124	3,460	23,584	0	3,460

17年度：1777

節		区 分	金 額	説 明
12 委託料	1,277		マイクログロバス運転及び管理業務派遣委託料 570 遺委託料 707	庁舎管理費 707 公用車管理費 570
12 委託料	3,460		窓口案内等業務派遣委託料 3,460	市民サービス向上事業費 3,460

(単位：千円)

部			説	明			
区	分	金 額					
27	繰出金		693	介護保険特別会計繰出金	693	介護保険特別会計繰出金	693
2	給料		800	一般職給	800	社会福祉施設管理運営費	1,900
3	職員手当等		800	一般職期末手当	400	社会福祉施設運営費	1,900
				勤勉手当	400		
4	共済費		300	一般職共済組合負担金	300		
2	給料		700	一般職給	700	児童福祉管理費	1,500
3	職員手当等		600	一般職期末手当	300		
				勤勉手当	300		
4	共済費		200	一般職共済組合負担金	200		
1	報酬		27,550	会計年度任用職員報酬 (保育士等)	27,550	保育所及びこども園管理運営費	114,000
2	給料		46,700	会計年度任用職員給 (保育士等)	46,700	保育所及びこども園運営費	114,000
3	職員手当等		44,500	会計年度任用職員期末手当 (保育士等)	24,185	子育て支援事業費	4,750
				会計年度任用職員勤勉手当 (保育士等)	20,315	地域子育て支援拠点事業費 (セクター型)	2,250
						一時預かり事業費	2,500
2	給料		1,200	一般職給	1,200	生活保護管理費	2,900
3	職員手当等		1,200	一般職期末手当	500		
				勤勉手当	400		
				時間外勤務手当	300		
4	共済費		500	一般職共済組合負担金	500		

議 122-8

(単位:千円)

香川県広域水道企業団職員管理費
 △81,000

節		区 分	金 額	説 明
2	給料		△40,000	一般職給
3	職員手当等		△25,000	扶養手当 管理職手当 一般職加算手当 勤勉手当 時間外手当 通勤手当 特殊勤務手当 住居手当 地域手当
4	共済費		△16,000	一般職共済組合負担金
				△40,000 △2,000 △1,000 △10,600 △8,000 △2,000 △600 △90 △200 △510 △16,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
4 衛生費	4,547,306	△81,000	4,466,306		△81,000
3 上水道費	300,736	△81,000	219,736	0	△81,000
1 上水道費	300,736	△81,000	219,736	0	△81,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	988,519	1,400	989,919		
1 農業費	907,750	1,400	909,150	0	1,400
2 農業総務費	141,611	1,400	143,011	0	1,400

節			説 明
区 分	金 額		
2 給料	800	一般職給	農業総務管理費 1,400
3 職員手当等	400	一般職期末手当	
		勤労手当	
4 共済費	200	一般職共済組合負担金	

(単位:千円)

第		明	
区	分	金 額	説
2	給料	3,500	一般職給
3	職員手当等	2,000	扶養手当
			一般職期末手当
			勤勉手当
4	共済費	1,800	一般職共済組合負担金
			市営住宅管理費
			7,300

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	5,171,544	7,300	5,178,844		7,300
6 住宅費	1,020,531	7,300	1,027,831	0	
1 住宅管理費	1,020,531	7,300	1,027,831	0	7,300

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 部	
				特 定 財 源	一 般 財 源
9 消防費	1,654,924	31,500	1,686,424		
1 消防費	1,654,924	31,500	1,686,424	0	31,500
1 常備消防費	1,026,801	31,500	1,058,301	0	31,500

商		金 額	説 明
区 分			
2 給料	15,000	一般職給	常備消防管理費 31,500
3 職員手当等	10,000	一般職期末手当	
		勤労手当	
		特殊勤労手当 200	
4 共済費	6,500	一般職共済組合負担金	

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10 教育費	20,784,901	△5,300	20,779,601		
5 社会教育費	7,396,364	△5,300	7,391,064	0	△5,300
4 少年育成セン ター費	26,968	△5,300	21,668	0	△5,300
歳 出 合 計	71,498,330	86,085	71,584,415	0	86,085

箇		金 額		説 明
区 分	金 額			
2 給料	△2,500	一般職給	△2,500	少年育成センター運営事業費 △5,300
3 職員手当等	△1,500	一般職期末手当	△800	
		勤労手当	△700	
4 共済費	△1,300	一般職共済組合負担金	△1,300	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	
補 正 後	860 (9)	0	3,381,566	2,209,090	5,590,656	6,710,069
補 正 前	885 (13)	0	3,401,666	2,220,190	5,621,856	6,748,869
比 較	△ 25 - (4)	0	△ 20,100	△ 11,100	△ 31,200	△ 38,800

※ () 内は短時間勤務職員の職員数 (外書き)

イ 会計年度任用職員

区 分	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1,053,795	668,724	661,859	2,384,378	247,427	2,631,805
補正前	1,026,245	622,024	617,359	2,265,628	247,427	2,513,055
比 較	27,550	46,700	44,500	118,750	0	118,750

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	15,075	336,554	281,668	22,562	6,000
	補正前	15,075	312,369	261,353	22,562	6,000
	比 較	0	24,185	20,315	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補正後	87,466	93,331	747,648	608,900	269,922
	補正前	89,376	94,331	751,418	610,420	271,622
	比 較	△ 1,910	△ 1,000	△ 3,770	△ 1,520	△ 1,700
の 内 訳	区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当
	補正後	56,197	34,636	57,447	491	252,000
	補正前	56,797	34,526	57,647	1,001	252,000
	比 較	△ 600	110	△ 200	△ 510	0
の 内 訳	区 分	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当			
	補正後	0	1,052			
	補正前	0	1,052			
	比 較	0	0			

令和 6 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度丸亀市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,618,528 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 19 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,183,335	1,386	2,184,721
	2 国庫補助金	581,919	1,386	583,305
5 県支出金		1,285,603	693	1,286,296
	3 県補助金	58,908	693	59,601
8 繰入金		1,544,568	1,521	1,546,089
	1 一般会計繰入金	1,452,355	693	1,453,048
	2 基金繰入金	92,213	828	93,041
歳入	合 計	9,614,928	3,600	9,618,528

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		8,701,900	0	8,701,900
	1 介護サービス等諸費	7,813,800	0	7,813,800
4 地域支援事業費		410,512	3,600	414,112
	2 包括的支援事業・任意事業費	112,794	3,600	116,394
歳出	合 計	9,614,928	3,600	9,618,528

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
3 国庫支出金	2,183,335	1,386	2,184,721		
5 県支出金	1,285,603	693	1,286,296		
8 繰入金	1,544,568	1,521	1,546,089		
歳入合計	9,614,928	3,600	9,618,528		

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費	8,701,900	0	8,701,900
4 地域支援事業費	410,512	3,600	414,112
歳 出 合 計	9,614,928	3,600	9,618,528

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源	内 訳		
	特 定 財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0
2,079	0	828	693
2,079	0	828	693

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	2,183,335	1,386	2,184,721
2 国庫補助金	581,919	1,386	583,305
7 地域支援事業交付金（介護 予防・日常生活支援総合事 業以外）	43,425	1,386	44,811

(単位：千円)		
区 分	箇 節	
	金 額	説 明
1 現年度分	1,386	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 1,386

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 現年度分		693 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	693

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 県支出金	1,285,603	693	1,286,296
3 県補助金	58,908	693	59,601
4 地域支援事業交付金（介護 予防・日常生活支援総合事 業以外）	21,712	693	22,405

前			説 明
区 分	金 額		
1 現年度分		693	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 693
1 介護給付費準備 基金繰入金		828	介護給付費準備基金繰入金 828

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保険給付費	8,701,900	0	8,701,900		
1 介護サービス等諸費	7,813,800	0	7,813,800	0	0
1 居宅介護サービス給付費	3,102,000	0	3,102,000	繰入金 介護保険料 △345	0
2 地域密着型介護サービス給付費	1,560,000	0	1,560,000	繰入金 介護保険料 △174	0
3 施設介護サービス給付費	2,779,200	0	2,779,200	繰入金 介護保険料 △309	0

(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明

節			説 明
区 分	金 額		
2 給料	1,000	一般職給	地域包括支援センター管理費 3,600
3 職員手当等	2,000	扶養手当	
		一般職期末手当	
		勤勉手当	
		時間外勤務手当	
4 共済費	600	一般職共済組合負担金	

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
4 地域支援事業費	410,512	3,600	414,112		693
2 包括的支援事業 ・任意事業費	112,794	3,600	116,394	2,907	
1 地域包括支援 センター管理 費	67,977	3,600	71,577	2,907 (特定財源内訳) 国庫支出金 1,386 県支出金 693 介護保険料 828	693
歳 出 合 計	9,614,928	3,600	9,618,528	2,907	693

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	20	0	78,476	47,448	125,924	25,266	151,190
補正前	20	0	77,476	45,448	122,924	24,666	147,590
比較	0	0	1,000	2,000	3,000	600	3,600

職員手当	区分	扶養手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
	補正後	1,298	1,336	17,788	14,576	8,832
	補正前	1,098	1,336	17,088	13,976	8,332
	比較	200	0	700	600	500
の内訳	区分	通勤手当	特殊勤務手当	管理職特勤	住居手当	
	補正後	1,822	480	20	1,296	
	補正前	1,822	480	20	1,296	
	比較	0	0	0	0	

議案第 124 号

令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業費用	156,196,117 千円	11,600 千円	156,207,717 千円
第 1 項 営業費用	153,144,936 千円	11,600 千円	153,156,536 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	701,055 千円	11,600 千円	712,655 千円

令和 6 年 12 月 19 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款 項 目		既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	競走事業費用	156,196,117	11,600	156,207,717	
	1 営業費用	153,144,936	11,600	153,156,536	
	1 総係費	587,874	11,600	599,474	職員給与費増額分

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数		給 与 費			法 定 福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	1	27	116,520	79,330	195,850	42,416	238,266
	資本勘定支弁職員	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	1	27	116,520	79,330	195,850	42,416	238,266
補正前	損益勘定支弁職員	1	26	112,520	73,730	186,250	40,416	226,666
	資本勘定支弁職員	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	1	26	112,520	73,730	186,250	40,416	226,666
比 較	損益勘定支弁職員	0	1	4,000	5,600	9,600	2,000	11,600
	資本勘定支弁職員	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	0	1	4,000	5,600	9,600	2,000	11,600

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	補正後	4,000	4,400	28,700	20,700	6,500	1,700
	補正前	3,900	4,400	25,700	18,700	6,500	1,700
	比 較	100	0	3,000	2,000	0	0

職員手当の内訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	9,600	3,000	30	700	18,300
	補正前	9,100	3,000	30	700	18,300
	比 較	500	0	0	0	0

注 期末・勤勉手当、法定福利費については、賞与等引当金を含む。

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

支 出		目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 競走事業費用	1 営業費用		156,196,117	11,600	156,207,717			
			153,144,936	11,600	153,156,536			
		1 総係費	587,874	11,600	599,474	3 給料	4,000	扶養手当 一般職期末手当 勤勉手当 特殊勤務手当
						5 職員手当	5,600	
						7 法定福利費	2,000	

(単位:千円)

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位: 千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	162,481,514		
(2) 受託事業収入	1,991,144		
(3) 雑入	23,666	164,496,324	
2 営業費用			
(1) 総係費	566,212		
(2) 施設管理費	229,200		
(3) 競走実施費	129,704,560		
(4) BTS丸亀	257,751		
(6) 広告宣伝費	979,028		
(7) 特別競走	18,238,861		
(8) 受託事業費	248,777		
(9) 減価償却費	1,099,153		
(10) 資産減耗費	5,561		
(11) その他営業費用	0	151,329,103	
営業利益			13,167,221
3 営業外収益			
(1) 受取利息	40,700		
(2) 使用料	4,914		
(3) 長期前受金戻入	34,338		
(4) 雑収益	17,084	97,036	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,564,178	4,589,178	△ 4,492,142
経常利益			8,675,079
当年度純利益			8,675,079
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,200,000
当年度未処分利益剰余金			9,875,079

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		2,452,033	
イ 建 物	11,865,614		
減価償却累計額	<u>△ 3,991,590</u>	7,874,024	
ウ 構築物	8,358,704		
減価償却累計額	<u>△ 2,972,062</u>	5,386,642	
エ 機械及び装置	2,505,892		
減価償却累計額	<u>△ 1,352,352</u>	1,153,540	
オ 船舶	25,144		
減価償却累計額	<u>△ 23,695</u>	1,449	
カ 車両運搬具	56,284		
減価償却累計額	<u>△ 42,659</u>	13,625	
キ 工具器具及び備品	1,544,222		
減価償却累計額	<u>△ 1,340,142</u>	204,080	
ク リース資産			
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ケ 建設仮勘定		<u>1,355,412</u>	
有形固定資産合計			18,440,805
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			0
(3) 投 資			
ア 基金		3,330,830	
イ その他の資産		<u>0</u>	
投 資 合 計			<u>3,330,830</u>
固 定 資 産 合 計			21,771,635

2 流動資産

(1) 現金預金		49,650,128	
(2) 未 収 金			
ア 営業未収金	273,912		
イ 営業外未収金	2,317		
ウ その他未収金	<u>0</u>	276,229	
(3) 有価証券		3,970,610	
(4) 短期貸付金		0	
(5) 前 払 金		0	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			53,896,967

3 繰延勘定

繰延勘定合計		<u>0</u>	
資 産 合 計			<u>75,668,602</u>

負 債 の 部

4	固定負債			
(1)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(2)	引 当 金			
ア	退職給付引当金	331,776		
イ	修繕引当金	0	331,776	
(3)	リース債務		0	
	固定負債合計			331,776
5	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(3)	引 当 金			
ア	修繕引当金	0		
イ	賞与引当金	31,520	31,520	
(4)	リース債務		0	
(5)	未 払 金			
ア	営業未払金	2,885,360		
イ	営業外未払金	7,180		
ウ	その他未払金	89,200	2,981,740	
(6)	未 払 費 用		0	
(7)	前 受 金		31,803	
(8)	預 り 金		18,718	
(9)	その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,063,881
6	繰延収益			
(1)	長期前受金		700,736	
(2)	収益化累計額		△ 271,419	
	繰延収益合計			429,317
	負 債 合 計			<u>3,824,974</u>

資 本 の 部

7	資 本 金			
(1)	自己資本金			
ア	固有資本金	17,339,453		
イ	繰入資本金	0		
ウ	組入資本金	11,057,184	28,396,637	
	資本金合計			28,396,637
8	剰 余 金			
(1)	資本剰余金			
ア	受贈財産評価額	0		
イ	その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
(2)	利益剰余金			
ア	減債積立金	0		
イ	利益積立金	5,661,719		
ウ	建設改良積立金	27,889,271		
エ	当年度未処分利益剰余金	9,875,079		
	利益剰余金合計		43,426,069	
	剰 余 金 合 計			43,446,991
	資 本 合 計			71,843,628
	負 債 資 本 合 計			<u>75,668,602</u>

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	(単位：千円)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	8,675,079
減価償却費	1,099,153
除却費	5,561
貸倒引当金増減額(△は減少)	0
賞与引当金増減額(△は減少)	△ 930
退職給付引当金増減額(△は減少)	16,660
修繕引当金増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 34,338
受取利息及び配当金	△ 40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益(△は益)	0
固定資産売却損益(△は益)	0
未収金の増減額(△は増加)	17,479
未払金の増減額(△は減少)	△ 297,892
預り金の増減額(△は減少)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	9,440,072
受取利息及び配当金	40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	9,480,772
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 1,500,288
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 1,700
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,501,988
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	7,978,784
資金の期首残高	41,671,344
資金の期末残高	49,650,128

議案第 125 号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前
(期末手当) 第 22 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当	(期末手当) 第 22 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当	(期末手当) 第 22 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第 25 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当

改正後		改正前	
該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5 略		該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75を乗じて得た額の総額 3～5 略	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
給料表		給料表	
職員の区分	1級	2級	3級
再任用職員以外	183,500	230,000	261,300
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8級	415,600	418,000	422,900
7級	373,400	376,000	380,500
6級	335,000	336,900	340,500
5級	309,800	311,500	314,700
4級	287,300	288,900	293,400
3級	261,300	262,300	265,300
2級	230,000	231,500	236,000
1級	183,500	184,600	185,800
再任用職員以外	162,100	208,000	240,900
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8級	410,300	412,700	417,600
7級	365,500	368,100	372,900
6級	323,100	325,300	331,500
5級	295,400	297,500	303,200
4級	271,600	273,200	277,800
3級	240,900	242,400	246,400
2級	208,000	209,700	214,400
1級	162,100	163,200	164,400
再任用職員以外	162,100	208,000	240,900
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8級	410,300	412,700	417,600
7級	365,500	368,100	372,900
6級	323,100	325,300	331,500
5級	295,400	297,500	303,200
4級	271,600	273,200	277,800
3級	240,900	242,400	246,400
2級	208,000	209,700	214,400
1級	162,100	163,200	164,400

改正後																	改正前												
の職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	の職員	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	の職員	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100		9	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900		10	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200		10	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900		11	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300		11	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400		12	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,300	326,600	353,700	397,500	439,200		12	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200		13	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900		13	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800		14	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700		14	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300		15	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600		15	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600		16	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500		16	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500		17	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300		17	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200		18	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100		18	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700		19	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900		19	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400		20	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600		20	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900		21	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400		21	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600		22	209,400	253,300	287,000	328,700	356,400	384,900	429,700	464,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900		22	210,800	254,300	288,000	329,700	357,400	385,900	430,700	465,700		23	211,800	255,400	289,100	330,800	358,500	387,000	431,800	466,800
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300		23	212,800	255,400	289,100	330,800	358,500	387,000	431,800	466,800		24	213,800	256,400	290,200	331,900	359,600	388,100	432,900	467,900
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800		24	214,800	256,400	290,200	331,900	359,600	388,100	432,900	467,900		25	215,800	257,400	291,300	332,900	360,700	389,200	434,000	469,000
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200		25	216,800	257,400	291,300	332,900	360,700	389,200	434,000	469,000		26	217,800	258,400	292,400	333,900	361,800	390,300	435,100	470,100
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		26	217,800	258,400	291,300	332,900	360,700	389,200	434,000	469,000		27	218,800	259,400	293,500	334,900	362,900	391,400	436,200	471,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		27	218,800	259,400	292,400	333,900	361,800	390,300	435,100	470,100		28	219,800	260,400	294,600	335,900	363,900	392,500	437,300	472,300
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		28	219,800	259,400	292,400	333,900	361,800	390,300	435,100	470,100		29	220,800	260,400	295,700	336,900	364,900	393,600	438,400	473,400
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000		29	220,800	260,400	295,700	336,900	364,900	393,600	438,400	473,400		30	221,800	261,300	296,800	337,900	365,900	394,700	439,500	474,500
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700		30	221,800	261,300	296,800	337,900	365,900	394,700	439,500	474,500		31	222,800	262,400	297,900	338,900	366,900	395,800	440,600	475,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400		31	222,800	262,400	297,900	338,900	366,900	395,800	440,600	475,600		32	223,800	263,500	299,000	340,000	367,900	396,900	441,700	476,700
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100		32	223,800	263,500	299,000	340,000	367,900	396,900	441,700	476,700		33	224,800	264,600	300,100	341,000	368,900	397,900	442,800	477,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800		33	224,800	264,600	300,100	341,000	368,900	397,900	442,800	477,800										

改正前													
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400					
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100					
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700					
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200					
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800					
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400					
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000					
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500					
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000					
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400					
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700					
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000					
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	470, 500					
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	470, 900					
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	471, 200					
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	471, 500					
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	472, 000					
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	472, 400					
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	472, 700					
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	473, 000					
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	473, 500					
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	473, 900					
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	474, 200					
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	474, 500					
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	475, 000					
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	475, 400					
改正後													
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500					
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100					
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700					
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200					
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800					
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400					
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000					
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500					
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000					
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400					
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700					
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000					
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	475, 500					
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	475, 900					
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	476, 200					
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	476, 500					
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	477, 000					
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	477, 400					
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	477, 700					
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	478, 000					
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	478, 500					
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	478, 900					
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	479, 200					
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	479, 500					
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	480, 000					
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	480, 400					

改正前												
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	475,700				
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	476,000				
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	476,500				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	476,900				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	477,200				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	477,500				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	478,000				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	478,400				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	478,700				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	479,000				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	449,200	479,500				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,500	479,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,800	480,200				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	450,100	480,500				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,500	481,000				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,800	481,400				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	451,100	481,700				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	451,400	482,000				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	451,800					
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	452,100					
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	452,400					
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	452,700					
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	453,100					
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	453,400					
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	453,700					
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	454,000					
改正後												
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	480,700				
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	481,000				
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300	481,500				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600	481,900				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900	482,200				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200	482,500				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,600	483,000				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,900	483,400				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,200	483,700				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,500	484,000				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,900	484,500				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	454,200	484,900				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,500	485,200				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,800	485,500				
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	455,200	486,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,500	486,400				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,800	486,700				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	456,100	487,000				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	456,500					
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	456,800					
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	457,100					
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	457,400					
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	457,800					
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	458,100					
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	458,400					
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	458,700					

改正前										
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	411, 600	454, 400			
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	411, 900	454, 700			
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	412, 100	455, 000			
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	412, 300	455, 300			
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	412, 600	455, 700			
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	412, 900	456, 000			
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	413, 100	456, 300			
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	413, 300	456, 600			
94		295, 900	343, 600	382, 500	394, 300	413, 600	457, 000			
95		296, 200	344, 100	382, 900	394, 600	413, 900	457, 300			
96		296, 600	344, 500	383, 300	394, 800	414, 100	457, 600			
97		296, 800	344, 700	383, 600	395, 000	414, 300	457, 900			
98		297, 100	345, 100	384, 100	395, 300	414, 600	458, 300			
99		297, 500	345, 500	384, 500	395, 600	414, 900	458, 600			
100		297, 900	345, 800	384, 900	395, 800	415, 100	458, 900			
101		298, 100	346, 100	385, 200	396, 000	415, 300	459, 200			
102		298, 400	346, 500	385, 700	396, 300	415, 600	459, 600			
103		298, 800	346, 900	386, 100	396, 600	415, 900	459, 900			
104		299, 100	347, 300	386, 500	396, 800	416, 100	460, 200			
105		299, 300	347, 800	386, 800	397, 000	416, 300	460, 500			
106		299, 600	348, 200	387, 300	397, 300	416, 600				
107		300, 000	348, 600	387, 700	397, 600	416, 900				
108		300, 300	349, 000	388, 100	397, 800	417, 100				
109		300, 500	349, 500	388, 400	398, 000	417, 300				
110		300, 900	349, 900	388, 900	398, 300	417, 600				
111		301, 300	350, 200	389, 300	398, 600	417, 900				

改正後										
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	416, 000	459, 100			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	416, 300	459, 400			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	416, 500	459, 700			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	416, 700	460, 000			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	417, 000	460, 400			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	417, 300	460, 700			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	417, 500	461, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	417, 700	461, 300			
94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500	418, 000	461, 700			
95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800	418, 300	462, 000			
96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000	418, 500	462, 300			
97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200	418, 700	462, 600			
98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500	419, 000	463, 000			
99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800	419, 300	463, 300			
100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000	419, 500	463, 600			
101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200	419, 700	463, 900			
102		301, 900	350, 200	389, 800	400, 500	420, 000	464, 300			
103		302, 200	350, 600	390, 200	400, 800	420, 300	464, 600			
104		302, 500	351, 000	390, 600	401, 000	420, 500	464, 900			
105		302, 700	351, 500	390, 900	401, 200	420, 700	465, 200			
106		303, 000	351, 900	391, 400	401, 500	421, 000				
107		303, 300	352, 300	391, 800	401, 800	421, 300				
108		303, 600	352, 700	392, 200	402, 000	421, 500				
109		303, 800	353, 200	392, 500	402, 200	421, 700				
110		304, 200	353, 600	393, 000	402, 500	422, 000				
111		304, 600	353, 900	393, 400	402, 800	422, 300				

改正後												改正前											
112		304,900	354,200	393,800	403,000	422,500						112		301,600	350,500	389,700	398,800	418,100					
113		305,100	354,700	394,100	403,200	422,700						113		301,800	351,000	390,000	399,000	418,300					
114		305,300		394,600	403,500							114		302,000		390,500	399,300						
115		305,600		395,000	403,800							115		302,300		390,900	399,600						
116		306,000		395,400	404,000							116		302,700		391,300	399,800						
117		306,200		395,700	404,200							117		302,900		391,600	400,000						
118		306,400		396,200	404,500							118		303,100		392,100	400,300						
119		306,700		396,600	404,800							119		303,400		392,500	400,600						
120		307,000		397,000	405,000							120		303,700		392,900	400,800						
121		307,400		397,300								121		304,100		393,200							
122		307,600		397,800								122		304,300		393,700							
123		307,900		398,200								123		304,600		394,100							
124		308,200		398,600								124		304,900		394,500							
125		308,500		398,900								125		305,200		394,800							
126				399,400								126				395,300							
127				399,800								127				395,700							
128				400,200								128				396,100							
定年前再任用短時間勤							基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額							基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
							192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200									

改正後						改正前					
務											
職											
員											

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 (給与の内払)
改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 126 号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																																
第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>392,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000 円</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000 円</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000 円</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000 円</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000 円</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000 円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	392,000 円	2	440,000 円	3	492,000 円	4	555,000 円	5	634,000 円	6	740,000 円	7	864,000 円		<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>380,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000 円</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000 円</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000 円</td></tr><tr><td>5</td><td>615,000 円</td></tr><tr><td>6</td><td>718,000 円</td></tr><tr><td>7</td><td>839,000 円</td></tr></table>	号給	給料月額	1	380,000 円	2	427,000 円	3	477,000 円	4	539,000 円	5	615,000 円	6	718,000 円	7	839,000 円
号給	給料月額																																	
1	392,000 円																																	
2	440,000 円																																	
3	492,000 円																																	
4	555,000 円																																	
5	634,000 円																																	
6	740,000 円																																	
7	864,000 円																																	
号給	給料月額																																	
1	380,000 円																																	
2	427,000 円																																	
3	477,000 円																																	
4	539,000 円																																	
5	615,000 円																																	
6	718,000 円																																	
7	839,000 円																																	
2～5 略		2～5 略																																
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)																																
第 7 条 略		第 7 条 略																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるの		2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、給与条例第 26 条第 1 項中																																

改正後	改正前
は「100 分の 175」と、給与条例第 26 条第 1 項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 127 号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当)	(期末手当)	
第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 128 号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当)	第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 129 号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>10 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (勤勉手当) 第 14 条の 2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>10 月に支給する場合には 100 分の 102.5、4 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (勤勉手当) 第 14 条の 2 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与 3・4 略
第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与 3・4 略	第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与 3・4 略	第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与 3・4 略

号給	給料月額
1	<u>183,500</u>
2	<u>184,600</u>
3	<u>185,800</u>
4	<u>186,900</u>
5	<u>188,000</u>
6	<u>189,700</u>

改正後			改正前		
7	191,300		7	168,800	
8	192,900		8	169,900	
9	194,500		9	170,900	
10	196,200		10	172,300	
11	197,800		11	173,600	
12	199,400		12	174,900	
13	201,000		13	176,100	
14	202,700		14	177,600	
15	204,400		15	179,100	
16	206,100		16	180,700	
17	207,400		17	181,800	
18	209,000		18	183,200	
19	210,600		19	184,600	
20	212,100		20	186,000	
21	213,600		21	187,300	
22	215,200		22	189,600	
23	216,800		23	191,800	
24	218,400		24	194,000	
25	220,000		25	196,200	
26	221,700		26	197,900	
27	223,000		27	199,400	
28	224,300		28	200,900	
29	225,600		29	202,400	
30	226,700		30	203,800	
31	227,800		31	205,200	
32	228,900		32	206,600	
33	230,000		33	208,000	
34	231,100		34	209,300	
35	232,200		35	210,600	

改正後			改正前		
36	233,300		36	211,900	
37	234,400		37	213,200	
38	235,400		38	214,400	
39	236,400		39	215,600	
40	237,300		40	216,700	
41	238,200		41	217,800	
42	239,100		42	218,900	
43	239,900		43	219,900	
44	240,700		44	220,900	
45	241,400		45	221,800	
46	242,000		46	222,700	
47	242,600		47	223,600	
48	243,200		48	224,500	
49	243,800		49	225,400	
50	244,400		50	226,300	
51	245,000		51	227,200	
52	245,500		52	228,100	
53	246,000		53	228,900	
54	246,400		54	229,800	
55	246,700		55	230,700	
56	247,000		56	231,500	
57	247,300		57	231,800	
58	247,600		58	232,600	
59	247,900		59	233,300	
60	248,200		60	233,900	
61	248,500		61	234,500	
62	248,800		62	235,200	
63	249,100		63	235,800	
64	249,400		64	236,300	

改正後			改正前		
65	249,700		65	236,800	
66	250,000		66	237,300	
67	250,300		67	237,800	
68	250,600		68	238,400	
69	250,900		69	238,900	
70	251,200		70	239,400	
71	251,500		71	239,900	
72	251,800		72	240,400	
73	252,100		73	240,900	
74	252,400		74	241,400	
75	252,700		75	241,800	
76	253,000		76	242,300	
77	253,300		77	242,800	
78	253,600		78	243,300	
79	253,900		79	243,800	
80	254,200		80	244,300	
81	254,500		81	244,700	
82	254,800		82	245,200	
83	255,100		83	245,600	
84	255,400		84	246,000	
85	255,700		85	246,400	
86	256,000		86	246,800	
87	256,300		87	247,200	
88	256,600		88	247,600	
89	256,900		89	248,000	
90	257,200		90	248,500	
91	257,500		91	248,800	
92	257,800		92	249,100	
93	258,100		93	249,400	

改正後			改正前		
94	258,400		94	249,900	
95	258,700		95	250,200	
96	259,000		96	250,500	
97	259,300		97	250,800	
98	259,600		98	251,300	
99	259,900		99	251,600	
100	260,200		100	251,900	
101	260,500		101	252,200	
102	260,800		102	252,700	
103	261,100		103	253,000	
104	261,400		104	253,300	
105	261,700		105	253,600	
106	262,000		106	254,100	
107	262,300		107	254,400	
108	262,600		108	254,700	
109	262,900		109	255,000	
110	263,200		110	255,500	
111	263,500		111	255,800	
112	263,800		112	256,100	
113	264,100		113	256,400	
114	264,400		114	256,900	
115	264,700		115	257,200	
116	265,000		116	257,500	
117	265,300		117	257,800	
118	265,600		118	258,300	
119	265,900		119	258,600	
120	266,200		120	258,900	
121	266,500		121	259,200	
122	266,800		122	259,700	

改正後			改正前		
123	267,100		123	260,000	
124	267,400		124	260,300	
125	267,700		125	260,600	
126	268,000		126	261,100	
127	268,300		127	261,400	
128	268,600		128	261,700	
129	268,900		129	262,000	
130	269,200		130	262,500	
131	269,500		131	262,800	
132	269,800		132	263,100	
133	270,100		133	263,400	
134	270,400		134	263,900	
135	270,700		135	264,200	
136	271,000		136	264,500	
137	271,300		137	264,800	
138	271,600		138	265,300	
139	271,900		139	265,600	
140	272,200		140	265,900	
141	272,500		141	266,200	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別表の改正規定による改正後の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、当該改正の施行の日の属する月の前月の末日以前に退職(任期満了に伴い退職した後、引き続き任命権者を同じくする職に採用された場合を除く。)した者の当該退職前の任期に係る給与については、なお従前の例による。
(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 130 号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 12 月 19 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(期末手当) 第 6 条 略		(期末手当) 第 6 条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 175</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略		2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、 <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提 案 理 由

議案第 122 号及び議案第 123 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 8,608 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 715 億 8,441 万 5,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、年度当初における職員の香川県広域水道企業団への身分移管や人事異動及び今般の人事院勧告等に伴い、職員及び会計年度任用職員の報酬、給料、手当、共済費について各科目間の更正など所要の措置を行うとともに、議員期末手当や派遣委託料を追加計上いたします。

また、これらの財源として、前年度繰越金を措置するものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 360 万円を追加し、予算の総額を 96 億 1,852 万 8,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、人事院勧告等による職員の給料、手当、共済費を計上いたします。

また、これらの財源として、国・県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金を措置するとともに、特定財源を調整するものであります。

議案第 124 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、人事異動及び人事院勧告等に伴い、収益的支出であります営業費用の総係費について職員の給料、手当、法定福利費をあわせて、1,160 万円増額いたします。

議案第 125 号から議案第 130 号まで

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正、丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給料、期末・勤勉手当及び特定任期付職員の給料、期末手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当、特別職及び市議会議員の期末手当についても改正を行うものであります。